

大学研究者による事業提案制度 募集要項

令和 8 年 4 月

目 次

1	制度の趣旨	1
2	提案事業の募集	1
	(1) 求める提案の考え方	
	(2) 提案事業の実施期間	
	(3) 提案事業の対象分野	
	(4) 募集対象外となる事項	
3	東京都と研究者・大学との連携	3
	(1) 提案事業の募集・審査・事業化	
	(2) 都と大学との基本協定及び年度協定の締結	
	(3) 都による支援等の内容	
	(4) 都が支出する経費	
4	提案事業の応募方法	5
	(1) 応募要件	
	(2) 募集期間等	
	(3) 事前相談の実施	
	(4) 質問の受付及び回答	
	(5) 提案様式の提出	
5	選定方法	9
	(1) 有識者等による審査	
	(2) 都民による投票	
	(3) 提案内容の確認・調整	
	(4) 予算案への反映	
6	提案事業の実施	11
	(1) 都及び大学との協議・調整	
	(2) 都から大学への支出	
	(3) 経費の確定及び精算	
	(4) 2年目以降の予算措置	
7	留意事項	11
8	問合せ先	12
9	東京都の施策の方向性等に関する資料	12
10	東京都と研究者・大学との連携の具体例	14

1 制度の趣旨

東京に集積されている知を、都政の喫緊の課題解決や東京の未来の創出に資する政策立案へと活用するため、大学研究者による事業提案制度実施要綱（以下「実施要綱」という。）に基づき、都内大学研究者からの研究成果、研究課題を踏まえた事業提案を募集し、東京都（以下「都」という。）と研究者・大学との連携事業等を企画・実施することで、研究者・大学と連携・協働して事業を創出し、より良い都政を実現することを目的とした制度です。

2 提案事業の募集

（１）求める提案の考え方

研究者・大学自らの研究成果等を活かして、都と研究者・大学との連携により、行政課題の解決を行うために都が実施する事業（以下「連携事業」という。）をご提案ください。

連携事業の構築のために必要となる応用研究、実証研究、フィールド調査等（以下「研究調査」という。）及び連携事業の実施期間において都との連携調整のための体制等（以下「連携調整」という。）が必要な場合は、併せてご提案ください。

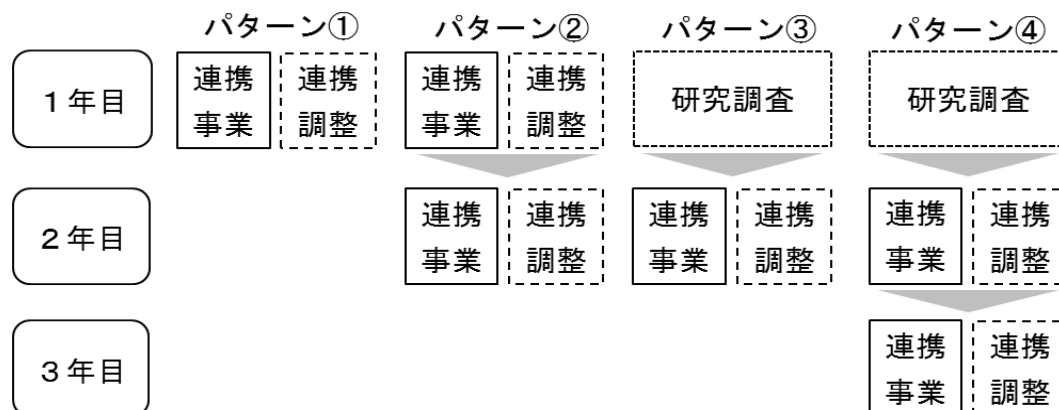
（２）提案事業の実施期間

連携事業の期間は原則１年間としますが、実施工程上１年間より多くの期間が必要な場合には、２年間の上限として提案ができるものとします。

研究調査は、連携事業を実施する前に１年間以内の期間で提案できるものとします。また、連携調整については、連携事業実施期間中の取組について提案できるものとします。

ただし、可能な限り早期に連携事業の実施による行政課題の解決へと繋げることができる提案を求めます。

《 提案事業の実施期間のイメージ 》



（３）提案事業の対象分野

以下に掲げる対象分野の行政課題の解決を目的とする連携事業等をご提案ください。

「９ 東京都の施策の方向性等に関する資料」等を参考に、各分野における都の施策の方向性や具体的な施策や課題について、ご理解いただいた上でご提案ください。

本制度による提案事業の具体例については、「10 東京都と研究者・大学との連携の具体例」をご参照ください。

〔対象分野〕

① 一人ひとりの「叶えたい」を支え、子供・若者の笑顔があふれる都市の実現

結婚・妊娠・出産・子育ての支援、ユースヘルスケア、幼児教育・保育・子育て環境の整備、子供の安全、育業の促進、児童相談所の体制強化、医療的ケア児等への支援 など

② 誰もが輝き、自らの可能性を存分に発揮できる都市の実現

女性の活躍推進、スキルアップ支援、在宅サービスの充実や介護予防の推進、高齢者への支援の充実、おひとりさま高齢者の支援の強化、バリアフリー化の推進 など

③ 日本を力強く牽引し、世界をリードする金融・経済都市の実現

魅力ある商店街づくり、成長創出に向けた新たなイノベーションの促進、スタートアップ支援、国際金融都市の実現、都市農業の維持・発展、農林水産業の競争力向上と経営基盤の強化 など

④ 憩いと潤いに満ち、世界を惹きつける成長と成熟が両立した都市の実現

観光資源の開発、芸術文化活動の振興、スポーツ振興、グリーンビズの推進 など

⑤ 世界のモデルとなる持続可能な環境先進都市の実現

ゼロエミッション・ビークル（ZEV）の普及促進、省エネルギー対策、再生可能エネルギーの導入促進、プラスチック対策、食品ロスの削減 など

⑥ 世界一安全・安心でレジリエントな都市の実現

地域コミュニティの活性化、無電柱化・不燃化・耐震化など都市強靱化に関する技術開発、地域防災力の向上、豪雨対策、都市インフラの長寿命化・更新、在宅療養支援体制の整備、感染症対策の強化 など

（４）募集対象外となる事項

- ① 国、地方公共団体又は独立行政法人等から、研究を目的とした資金を受けるもの（設備整備等に対する補助金など、研究を直接の目的としない

資金を受けるものについては募集の対象となる)

- ② 国、地方公共団体又は独立行政法人等における、同種の事業提案制度等に採択されたもの
- ③ 企業からの受託研究や、企業の資金等を活用した企業との共同研究として実施するもの（契約等によるものでなく、奨学寄付金や寄付講座のような大学の主体性が確保される資金を受けるものについては募集の対象となる）
- ④ 営利目的又は特定の個人若しくは団体のみが利益を受けることを目的とするもの
- ⑤ 商品・役務の開発・販売等や大型研究装置等の製作を直接の目的とするもの
- ⑥ 政治活動、宗教活動又は選挙活動を目的とするもの
- ⑦ 公序良俗に反するもの
- ⑧ 対象事業としてふさわしくないもの
 - ア 都の施策の方向性に反しているもの
 - イ 都の施策として既に存在していると認められるもの
 - ウ その他、対象事業から除外すべき事由があるもの

3 東京都と研究者・大学との連携

（１）提案事業の募集・審査・事業化

都は、都内大学に所属する研究者から、自らの研究成果等を活かした提案事業を募集します。有識者等による審査及び都民による投票を踏まえ、令和９年度予算案及び10年度以降の予算案に反映します。各年度の予算案は東京都議会の議決をもって確定します。

（２）都と大学との基本協定及び年度協定の締結

都は、事業化が決定した提案者が所属する大学と、計画期間における相互連携についての基本協定及び年度協定（以下「基本協定等」という。）を締結します。詳細は、「東京都と大学との基本協定書（案）」（以下「基本協定書（案）」という。）をご参照ください。基本協定等の中で、研究調査等を実施する研究代表者（提案者を含む大学の研究者等を想定）を選任します。

なお、基本協定書（案）は、基本協定書のモデルケースを示したものであり、実際の締結に当たっては、都と十分に協議をしてください。

（３）都による支援等の内容

都は、研究者・大学が行う研究調査、連携調整に要する経費の支援や、研

研究調査の実施に当たっての都有施設等の優先的な提供を行うとともに、研究成果等を活かして、都が研究者・大学と連携して行う連携事業を実施します。

（４）都が支出する経費

都と研究者・大学との連携事業の企画・実施に必要な総事業費は、研究者・大学が実施する研究調査、連携調整に係る経費と、都が研究者・大学と連携して実施する連携事業に係る経費で構成され、都からは、大学研究者による事業提案制度負担金交付要綱（以下「交付要綱」という。）に基づき、１事業当たり最大３年間で４億９千万円までの予算措置を想定しています。

研究調査及び連携調整に係る経費については、大学側の管理費等も含め、単年度当たり３千万円を上限に、都が大学に対して支援を行います。

都が研究者・大学と連携して行う連携事業については、単年度当たり２億円を上限に、都が提案者等と連携しながら、直接事業を実施します。

応募における連携事業の経費については、実施する事業内容から概算の経費を算出してください。都において経費の見積りを行う際に提案者と協議の上、精査します。

なお、提案事業の実施に必要な研究調査につき、国や企業等による補助金や寄付金等を受け取る場合は、その額を控除して総事業費を算出してください。

〔研究調査及び連携調整の対象経費〕

以下の対象経費の考え方を基に必要な経費を積算し、ご提案ください。

なお、原則として、直接経費・間接経費ともに、都が大学に対して概算額を支出し、各年度における研究調査等の終了後、実績に応じて精算を行います。

① 直接経費

提案事業の実施のために雇用する人件費（特任教員や大学院生等の雇用を含む）、外部講師謝金、旅費交通費、印刷製本費、会議室等使用料、通信運搬費、消耗品費、備品費（単価が10万円未満のもの）、委託費、その他事業に直接要する経費のうち東京都が必要と認めるもの

※ 次の経費は直接経費に含めることはできません。

- ・建物等の施設に関する経費（直接経費により購入した物品を導入することにより必要となる軽微な据え付け等のための経費を除く）
- ・事業遂行中に発生した事故・災害の処理のための経費
- ・研究代表者の人件費・謝金
- ・その他、間接経費を使用することが適切なもの

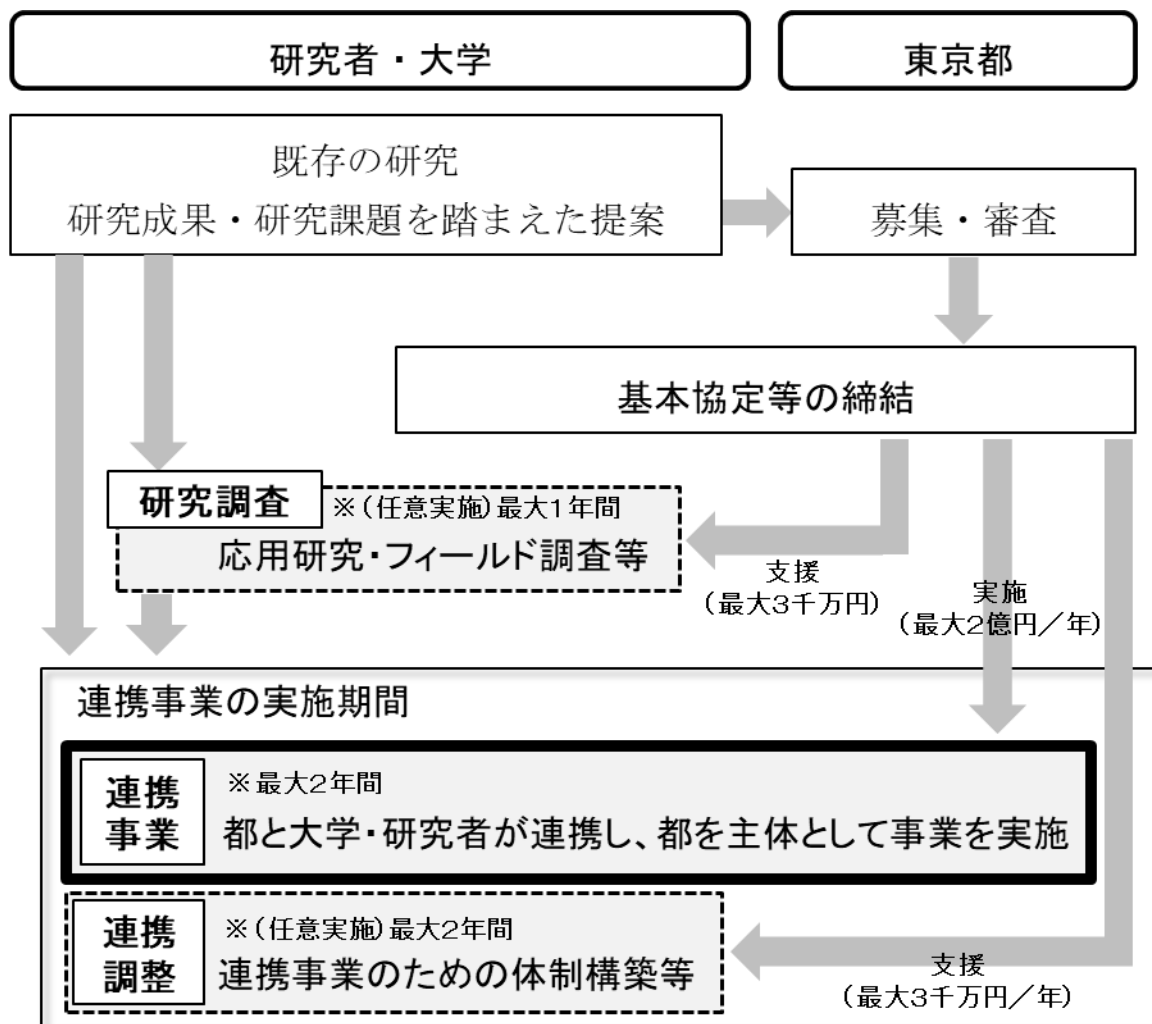
② 間接経費

人件費（研究代表者の人件費も含む）、研究の実施や事業の進捗管理に係る大学側の一般管理費、特許の取得経費等に使用できるものとし、直接経費の20%を上限とする。

〔都が直接実施する連携事業の実施に係る経費〕

都が直接実施主体となり、研究者・大学と連携しながら実施する事業に係る経費（概算）を積算し、ご提案ください。

《 都と研究者・大学の連携イメージ 》



4 提案事業の応募方法

(1) 応募要件

① 提案者の資格、応募件数

学校教育法に基づき設置された、都内に本部が所在する大学に雇用され

ている研究者とします。

また、研究者は以下アからウまでの全ての要件を満たすものとします。

ア 大学に、研究活動を行うことを職務に含むものとして雇用されている者（有給・無給、常勤・非常勤、フルタイム・パートタイムの別を問わない。また、研究活動そのものを主たる職務とすることを要しない。）であること

イ 大学の研究活動に実際に従事していること（研究の補助のみに従事している場合は除く。）

ウ 大学院生等の学生でないこと（ただし、所属する研究機関において研究活動を行うことを本務とする職に就いている者（例：大学教員）で、学生の身分を有する場合を除く。）

ただし、これまでに、提案事業の実施に係る基本協定の解除に至った者（都の責めに帰すべき事由又は自然災害等の不可抗力により、解除に至った者を除く。）又は実施要綱その他関係法令等の規定及び実施要綱の趣旨に反する行為を行った者は、提案することができません。

※複数の大学研究者による共同提案等も可能です。その際は、「事業提案書【様式1】」に共同提案者について記載してください。

※共同提案者の所属する大学の所在地は問いません。

※提案者が応募できる件数は、1件までとします。

② 所属大学の推薦

提案事業の実施に際しては、大学側と連携して進めていくこととなるため、提案者は、所属する大学の推薦を受けた上で提案を行うこととします。

なお、大学側に、審査等による所属研究者の提案の絞り込みを求めるものではありません。

＜推薦手続について＞

応募前に、所属する大学から「推薦書【様式2】」の記入を受けてください。代表者名による押印は不要です。

推薦事務担当者の所属部署は、原則として、競争的資金等に関する事務の総括や連絡調整を行う部署（例：研究支援／協力／推進課、社会連携課、総務課）とします。それ以外の部署を記載する場合は、当該部署の所掌事務が記載されている規程等の写しを添付し、推薦事務を担っていることを明示して下さい。また、提案者と同じ所属の推薦事務担当者の記載は認められません。

なお、推薦に当たっては、「推薦書【様式2】」の別紙確認書に記載の項目を大学において、確認してください。

（２）募集期間等

① 事前相談申込受付期間

令和８年４月３日（金）から同年５月７日（木）まで

② 提案受付期間

令和８年４月３日（金）から同年５月31日（日）まで

（３）事前相談の実施

都の施策の方向性の確認や提案に際しての疑問点の解消などの相談を受け付けます。

提案を事業化するに当たっての課題等を事前に都の担当者と話し合い、提案のブラッシュアップにつなげる貴重な機会ですので、積極的にご活用ください。なお、応募書類の作成補助・文言の修正などはいりません。

① 相談内容

- ・都の施策の方向性に合致しているかどうかの確認
- ・都の所管事務に該当するか（国又は区市町村の事務ではないか等）の確認
- ・連携事業を実施する上で想定される課題の確認
- ・都との協働方法に関する事
- ・総事業費の算定に関する事

② 実施時間

平日（土日・祝日を除く）10時から17時まで

③ 相談方法

Web会議、電話、メールによる相談とします。Web会議の場合は、Microsoft Teamsを使用します。

④ 申込み方法

東京都財務局ホームページ内の大学提案のページから、事前相談申込みフォームに進み、必要事項を入力・送信してください。入力事項は、p. 20を参照してください。相談事項は可能な限り具体的に記入していただくようお願いします。

大学提案のページ

<https://www.zaimu.metro.tokyo.lg.jp/zaisei/zaisei/teian/daigaku/9daigaku>

⑤ 申込み後の流れ

財務局主計部財政課において、提案内容に応じた所管部署を選定します。その後、所管部署からご連絡します。

（４）質問の受付及び回答

本事業提案制度全般に関して疑問点がある場合は、東京都財務局ホームページ内の大学提案のページに掲載しているQ & Aをご参照ください。Q

& Aに記載のないご質問はメールでのみ受け付けます。下記アドレスまでご連絡ください。

メールアドレス S00000064@section.metro.tokyo.jp

※アルファベット大文字「S」の後に数字の「ゼロ」が5つ続きます。

(5) 提案様式の提出

大学提案のページから、①～⑥の提案様式を取得し、必要事項を入力後、応募フォームから提案様式をアップロードしてください。

大学提案のページ

<https://www.zaimu.metro.tokyo.lg.jp/zaisei/zaisei/teian/daigaku/9daigaku>

提案様式以外にご提出いただいた資料については、審査の対象になりませんので、ご注意ください。

なお、アップロードするファイル名は、以下①～⑥のタイトルを使用し、括弧書きで所属大学名・提案者氏名を追記してください（例：①事業提案書（〇〇大学〇〇））。また、1ファイル当たりのサイズは10MB以内とし、提案書概要【様式4】以外はPDF形式に変換してください。

① 事業提案書【様式1】

提案事業名、提案者、共同提案者及び大学事務担当者に関する情報等を記載してください。都民による投票時においては、事業名が投票者の目につきやすい情報となりますので、提案事業名は中身が伝わりやすく、かつ、可能な限り簡潔なものとしてください。

② 推薦書【様式2】

所属する大学から推薦を受けてください。推薦事務担当者の所属する部署がp.6記載の要件に該当しない場合は、添付書類も必要となります。推薦の有無に関して、推薦事務担当者に直接確認を行う場合があります。

また、別紙確認書に記載の項目を大学において、確認してください。（提案者による確認ではありません。）

③ 提案企画書【様式3】

提案事業の要旨、目的、期待する効果、実施内容、東京都との役割分担、意義、具体的な実施工程、実施に要する経費等について、13枚以内で記載してください。なお、3（2）①の「研究における不正行為、不正経理等があった場合の対応」の記載については、遺漏のないよう、お願いします。

④ 提案書概要【様式4】

本様式は都民による投票の際に、投票者がどの事業に投票するか判断するための資料として、東京都ホームページで公表します。

事業名、事業概要、事業内容、総事業費、詳細等について、指定の文字数・行数以内で簡潔に分かりやすく記載し、A4横書き、2枚で提出して

ください。文字サイズは変更不可ですが、様式内で強調したい部分を太字にすることは可能です（色は都側で変更することがあります）。

本様式内には、提案者個人及び提案者の所属大学が特定できるような情報や、研究上秘匿すべき情報など公表に適さない情報は記載しないてください。また、本様式の記載内容を都の予算案発表資料等で使用することがありますので、様式内のイラスト等については、都による転載や引用が可能なものを用いてください。

本様式は、PDFに変換せず、パワーポイント形式のままとしてください。

⑤ 提出時チェックリスト【様式5】

各項目を必ず確認の上、提出してください。

⑥ 誓約書【様式6】

提案者本人が内容を確認の上、提出してください。

5 選定方法

（１）有識者等による審査

応募いただいた書類により、有識者等による審査を行い、投票対象事業を選出します。

投票対象事業への選出の有無については、7月下旬頃までにご連絡する予定です。

<審査基準>

項目	内容
公共性・有効性	行政が行うべき公共性を有しているか。 具体的な成果目標が提示できるなど、行政課題の解決方法として有効な提案となっているか。
実現可能性	都の事業として実行可能な計画、方法となっているか。具体的な行政課題の解決の実現が想定できる提案となっているか。
費用対効果	想定される事業費や人件費に対して、十分な事業効果が見込まれるか。
連携の必要性	研究者の専門性を活かしており、行政と研究者・大学が連携することでより良い行政課題の解決へとつながる提案となっているか。

（２）都民による投票

「提案書概要【様式４】」を東京都財務局ホームページで公表し、都民によるインターネット等による投票を行います。

なお、提案者は、投票期間が終了するまでの間において、自らが提案者であることを公表することはできません。また、提案者が所属する大学に所属する者は、投票期間が終了するまでの間において、当該大学の提案であることや提案者を公表することはできません。加えて、投票対象事業の提案者や提案者が所属する大学に所属する者は、当該投票対象事業について、投票者に投票を呼びかけることや、第三者に投票の呼びかけを依頼することはできません。

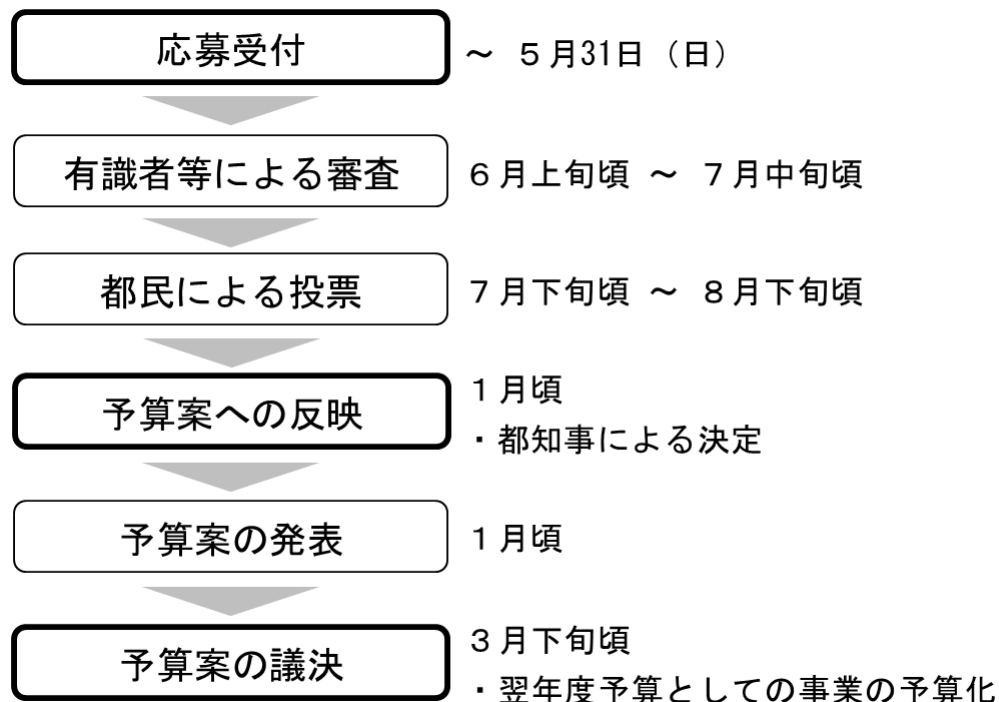
（３）提案内容の確認・調整

選定過程において、都から提案者に対し、提案内容を確認させていただく場合があります。

また、有識者等による審査及び都民による投票結果を踏まえ、事業化対象候補となった提案については、都と提案者との協議の上、提案内容及び実施に係る経費に修正を加えることがあります。

（４）予算案への反映

有識者等による審査及び都民による投票結果を踏まえ、東京都知事が、令和９年度予算案に反映させる事業案を決定します。事業案は、東京都議会における各年度の予算案の議決をもって確定します。



6 提案事業の実施

(1) 都及び大学との協議・調整

予算案へ反映される事業の提案者は、提案事業の実施に向け、都及び大学等と十分に協議・調整を行ってください。

その上で、予算案の議決後から提案事業の実施開始までの時期に、所属大学が当事者となる、都との基本協定等を締結してください。

なお、基本協定の締結時には、事業実施に当たっての誓約書を改めて御提出いただきます。

(2) 都から大学への支出

研究者・大学が実施する研究調査、連携調整（、連携事業）に係る経費は、交付要綱に基づき、原則として、基本協定等の締結及び個別の経費の支出に係る事務手続が完了後、各年度に必要な経費の概算額を、都が大学に支払います。提案事業の研究代表者及び大学は、都と連携しながら提案事業を進めてください。

(3) 経費の確定及び精算

提案事業の研究代表者は、研究者・大学が実施する研究調査、連携調整（、連携事業）が完了した際には、所属大学を通じて都に対して事業の実績報告を行うとともに、都と協議の上、各年度における経費の確定を行うこととします。確定額が概算額と異なる場合には、精算手続を行います（次年度への繰り越しはできません）。

(4) 2年目以降の予算措置

提案事業の実施に必要な令和10年度以降の経費は、研究者・大学との協議を踏まえ、各年度の予算案に反映させ、東京都議会の議決を経た後、必要な額を措置することとします。

7 留意事項

- (1) 提案事業は公的資金を基に実施するものであり、研究者は提案事業の実施に当たり、交付された資金を、実施要綱、交付要綱、その他法令等に基づき、適正に使用しなければなりません。
- (2) 応募に要する費用について、都は負担いたしません。
- (3) 提案様式等は日本語で記載してください。
- (4) 個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）等の規程に基づき、適正に取り扱います。

- (5) 本制度において提案されたものに係る知的財産権等の権利は、原則として、提案者又は大学に帰属するものとしますが、都はその権利等は無償で使用するができることとします。また、知的財産権の移転等をするときは、合併等による移転の場合を除き、予め都の承認を受けることとします。なお、権利の帰属等についての詳細は、個別の協定書の中で取り決めることとします。
- (6) 生命、医療等に関連する提案事業が事業化された際には、法令等に基づき生命倫理や医療倫理等を遵守してください。
- (7) 応募内容に記載した内容が虚偽である場合、実施要綱や交付要綱等に違反する行為があった場合、提案事業の実施に当たり法令等の違反や資金の不正使用があった場合は、事業化対象候補としないことがあるほか、実施中の提案事業については協定等を解除し、資金の返還を求めることがあります。
- (8) 都は事業の成果を公表するものとします。大学が成果を公表する場合には、本制度による成果であることを明示してください。
- (9) 予算案へ反映される事業の提案者には、都が実施する広報の取組への御協力を依頼させていただく場合があります。

8 問合せ先

〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号
東京都財務局主計部財政課 事業提案担当
電話 03-5388-2669
メール S0000064@section.metro.tokyo.jp

9 東京都の施策の方向性等に関する資料

<都政全般>

- ・2050東京戦略 ～東京 もっとよくなる～（政策企画局）
- ・令和8年度東京都予算案の概要（財務局）
- ・シン・トセイX 都政の構造改革QOSアップグレード戦略2.0（政策企画局）

<対象分野>

分野	関連資料・計画等	関係局
一人ひとりの「叶えたい」を支え、子供・若者の笑顔があふれる都市の実現	こども未来アクション2026 「叶えたい」を支えたい アクションプラン2026 東京都子供・子育て支援総合計画 東京都子供・若者計画（第3期） 東京都福祉のまちづくり推進計画 東京都教育ビジョン（第5次）	子供政策連携室 福祉局 都民安全総合対策本部 教育庁
誰もが輝き、自らの可能性を存分に発揮できる都市の実現	東京都男女平等参画推進総合計画 東京都高齢者保健福祉計画 東京都健康推進プラン21（第三次） 女性活躍の輪	生活文化局 福祉局 保健医療局 産業労働局
日本を力強く牽引し、世界をリードする金融・経済都市の実現	Global Innovation Strategy 2.0 STARTUP & SCALEUP SusHi Tech Tokyo 東京都中小企業振興ビジョン 「国際金融都市・東京」構想2.0 東京農業振興プラン 森づくり推進プラン 水産業振興プラン	スタートアップ 戦略推進本部 産業労働局
憩いと潤いに満ち、世界を惹きつける成長と成熟が両立した都市の実現	東京文化戦略2030 東京都観光産業振興実行プラン 東京都の緑の取組Ver.3 都市づくりのグランドデザイン	生活文化局 産業労働局 政策企画局 環境局 都市整備局
世界のモデルとなる持続可能な環境先進都市の実現	東京都環境基本計画 東京都環境白書2024 ゼロエミッション東京戦略	環境局
世界一安全・安心でレジリエントな都市の実現	TOKYO強靱化プロジェクト upgrade I 東京防災プラン2021 東京都無電柱化計画 防災都市づくり推進計画 東京都保健医療計画 東京都がん対策推進計画 東京iCDC 東京都感染症予防計画	総務局 都市整備局 建設局 保健医療局

※対象分野における関連資料・計画等及び関係局名は一例です。

※関連計画等及び関係局名は令和8年4月時点（予定）のものです。

10 東京都と研究者・大学との連携の具体例

〔 具体例①：高齢者の社会参加・いきがいくりに関するモデル事業 〕

		調査研究	連携事業
		既存の研究	1 年目 2 年目
研究者等	・ 高齢者の社会参加や生きがいくりに	・ 高齢者の生活実態調査 ・ 調査結果を踏まえた都への政策提言	・ 都の事業実施への支援 ・ 追加調査の実施
東京都			・ 提言を踏まえたモデル事業の実施

〔 具体例②：東京の河川の水質改善に資する新技術の開発 〕

		調査研究	連携事業
		既存の研究	1 年目 2 年目
研究者等	・ 水質改善技術の研究 ・ プロトタイプ機器の試作	・ 東京の河川における水質改善技術の実証	・ 都の事業実施への支援 ・ 新技術の改良
東京都			・ 新技術を活用した水質改善事業の実施

〔 具体例③：ウェアラブル計測機器による健康見守り技術の開発 〕

		調査研究	連携事業
		既存の研究	1 年目 2 年目 3 年目
研究者等	・ ウェアラブル計測機器の開発	・ 都内高齢者施設でのニーズ調査 ・ 新規端末の開発	・ 試験導入結果を踏まえた端末の改良
東京都			・ 都内高齢者施設等での試験導入 ・ 都内高齢者施設等での本格導入